

北海道景観形成ビジョン 目次

目的と位置づけ

P 1

- 1 「北海道景観形成ビジョン」とは P 2
- 2 北海道の景観を取り巻く社会経済情勢の変化と課題 P 2
- 3 前施策の取組成果と課題、そして新たな方向性へ P 5

第1章 良好な景観の形成のための視点

P 9

第2章 めざす姿

P13

- 1 めざす姿 「美しい景観のくに、北海道」 P 1 4
- 2 めざす姿の実現に向けた基本姿勢 P 1 5
- 3 各主体に期待される役割 P 1 6

第3章 基本方針と施策の展開方向

P19

- 基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり P 2 1
- 基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり P 2 2
- 基本方針3 地域固有の多様な景観づくり P 2 3
- 基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり P 2 4

第4章 ビジョンの推進

P25

- 1 重点的な取組の進め方 P 2 6
- 2 継続的な取組の進め方 P 2 7

資料編

P31

- 1 関係する計画・指針等 P 3 2
- 2 関連用語解説 P 3 4

目的と位置づけ

- 1 「北海道景観形成ビジョン」とは
- 2 北海道の景観を取り巻く社会経済情勢の変化と課題
- 3 前施策の取組成果と課題、そして新たな方向性へ

北海道では、平成 21 (2009) 年 3 月に策定した「北海道景観形成ビジョン」(計画期間:平成 20 (2008) 年度から平成 29 (2017) 年度) に基づき、良好な景観を形成していくため取り組んできましたが、10 年間における社会経済情勢の変化などによる新たな課題に対応し、より一層効果的な施策の推進を図るため、「北海道景観形成ビジョン」の見直しを行いました。

1 「北海道景観形成ビジョン」とは

今日、成熟した社会を迎えたわが国においては、心の豊かさや暮らしの質を重視するライフスタイルへの志向が高まっており、環境と調和した持続可能な地域社会の構築が求められているところ です。

このような社会の動きの中で、地域らしさを尊重し、地域の人々の協働によって、守り、育て、整えられる「良好な景観」は、地域への誇りや愛着を育み、観光や産業の活性化、地域間の交流の促進に大きな役割を担うものです。

本道においても、環境と経済が調和し、人と地域が輝く北海道づくりをめざしていくため、「**良好な景観**」をかけがえのない道民共有の財産として「**気づき**」、「**守り**」、「**育て**」、そして「**整えて**」、その価値を高めて、将来にわたって享受できるよう未来の道民に引き継いでいくことは、**私たちの責務**です。

「北海道景観形成ビジョン」は、こうした考え方に立ち、これからの北海道の将来を展望しながら、豊かさや潤いのある暮らしや魅力のある地域社会が築かれている「**美しい景観のくに、北海道**」をめざして、北海道景観条例第 7 条に基づき、その基盤となる「良好な景観」を形成するための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めており、「持続可能な開発目標 (SDGs) ※」の達成に資するものです。

なお、本ビジョンの**計画期間は、平成 30 (2018) 年度から平成 39 (2027) 年度までの 10 年を対象**としていますが、社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

2 北海道の景観を取り巻く社会経済情勢の変化と課題

北海道を取り巻く社会経済情勢 (概ね 10 年間) の変化から、景観行政に関わる課題を整理しました。

(1) 来道観光客の増加

北海道における来道観光客数は、平成 23 (2011) 年度は東日本大震災の影響などにより落ち込みましたが、平成 24 (2012) 年度以降は回復基調に転じ、さらに平成 25 (2013) 年度以降は景気の回復などを要因に堅調に推移し、平成 29 (2017) 年度には過去最高となる約 8,847 千人と増加しています。

特に訪日外国人来道者数については、国内客と同様に東日本大震災の影響により平成 23 (2011) 年度に一時的に落ち込みましたが、平成 24 年度以降は、旅行需要に影響を及ぼす為替レートが円安傾向で推移していることや、本道と海外の国や地域を結ぶ直行便の新規就航や増便などにより順調に増加を続け、平成 29 (2017) 年度には約 2,792 千人となり過去最高を更新している状況です。

「※」については、資料編の関連用語解説 (P34) にて解説を記載しています。

北海道を訪れた道外観光客の満足度からも、「景観」、「観光地での食事」の順で高い評価を得ており、**北海道において「景観」は、経済的価値を生み出す重要な観光資源**のひとつであります。

いつまでも、**新たな観光客やリピーターが憧れる北海道の景観**を守り、育て、整えていくためにも、**観光振興と連携し、地域の特性を活かした景観づくり**に取り組むことが必要です。

○来道観光客数(実人数) H22(2010)：5,946千人→H29(2017)：8,847千人・・・2,901千人増

○訪日外国人来道者数 H22(2010)：742千人→H29(2017)：2,792千人・・・2,050千人増

○満足度調査結果 H28(2016)

道外観光客 1：景観(90.2%)、2：各観光地での食事(89.9%)、3：観光施設(86.1%)

外国人観光客 1：接客サービス(96.4%)、2：景観(96.1%)、3：各観光地での食事・観光施設(94.1%)

【資料】

- ・来道観光客数及び訪日外国人来道者数：「北海道観光入込客数の推移データ（北海道経済部観光局）」より（平成21(2009)年度以前データは算定方法が異なるため、平成22(2010)年度以降のデータを使用）
- ・道外観光客の満足度：「平成28(2016)年度観光客動態・満足度調査結果(北海道経済部観光局)」より

(2) 人口減少問題と少子高齢化の進行

北海道の人口は、平成9(1997)年の約570万人に達した以降、減少に転じ、平成15(2003)以降は死亡数が出生数を上回り人口減少が加速している状況にあり、全国を上回るスピードで減少していくと推測されています。

これらの進行によって、**農林水産業など地域産業の担い手不足や生産・消費の縮小、地域におけるコミュニティ機能が低下**し、これまで地域の人々の手で守り、育て、整えられてきた良好な景観が失われていきます。

良好な景観を守り、育てるためにも、**庁内における施策と連携し、地域の景観づくりの担い手を育てる**ことが必要です。

○人口 H17(2005)：5,632千人 → H30(2018)：5,340千人・・・292千人減

○65歳以上の人口 H17(2005)：662千人 → H30(2018)：812千人・・・150千人増

○75歳以上の人口 H17(2005)：543千人 → H30(2018)：832千人・・・289千人増

○出生率 H17(2005)：7.40% → H28(2016)：6.60%・・・0.8ポイント減

【資料】

- ・北海道の人口：「住民基本台帳人口・世帯数（北海道総合政策部情報統計局統計課）」より
- ・地域に生じる課題：「本道における人口減少問題に対する取組指針(北海道経済部政策局参事)」より
- ・65・75歳以上の人口：「第7期北海道高齢者保健福祉計画介護保険事業支援計画（北海道保健福祉部高齢者支援局保健福祉課）」より
- ・出生率：「人口動態総覧(率)・順位、都道府県別（厚生労働省）」より

(3) 空き家、空き店舗等の増加

北海道内における空き家の戸数は、年々増加傾向にあり、平成25(2013)年に行われた総務省の「住宅・土地統計調査」では、平成15(2003)年で304千戸が平成25(2013)年では388千戸まで増加しており、同様に空き店舗や空き地も増加している状況です。

こうした中、平成27(2015)年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行とな

り、さらに法に基づく「空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」が定められ、都道府県としての役割として、市町村に対する情報提供や技術的助言などの援助に努めることとされており、**北海道では空き家等の有効な活用などの取組が行われています。**

空き家、空き店舗等は、地域における景観を阻害する要因となることから、**景観を改善していくために、関連施策と連携を図り、北海道の取組を促進**していくことが必要です。

○空き家 H15(2003)：304 千戸 → H25(2013)：388 千戸・・・84 千戸増

○空き店舗等 H24(2012)：868 店舗 → H26(2014)：935 店舗・・・67 店舗増

【資料】

・空き家：「住宅・土地統計調査(総務省統計局)」より

・空き店舗等：「平成 26 年度商店街実態調査報告書(経済部地域経済局中小企業課)」より

(4) 農業・水産業の国際競争力の強化

北海道では、人口減少の加速、少子高齢化の進行により、農林水産業などの地域産業の担い手不足や国内における生産・消費が縮小する見込みであり、輸出は、道内食関連事業者が新たな市場を取り込む重要な手段と考えられます。

食品輸出額は、平成 24(2012)年まで 350 億円程度で推移していましたが、平成 25(2013)年以降はホタテガイや鮭などの水産物等の輸出が増加し、平成 27(2015)年には 773 億円と過去最高額を記録しました。

平成 28(2016)年の輸出額は、その他加工食品や農畜産物・農畜産加工品が増加する中、平成 26(2014)年度の大型低気圧及び平成 28(2016)年の台風等の自然災害により主力の水産物・水産加工品のホタテガイの減産の影響等により 702 億円、平成 29(2017)年についてもホタテガイの減産や、たまねぎが国内市場における需要が大きかったことなどから 674 億円に減少しましたが、全体としては概ね増加傾向で推移しており、平成 30(2018)年の上期では、減産が続いていたホタテガイの生産が回復に向かうなど、道産食品の輸出額は前年度比 27.7% 増となっています。

これは、生産者の努力と、海外でのプロモーションなどの情報発信や輸出施設の拡充など、様々な道産食品の輸出拡大に向けた道や地域の取組などを通じて、道産食品の認知度が向上し、**「北海道ブランド」が浸透してきた**ものと考えられます。

その基盤となる**生産地は、生産者の営みによって、創りだされた景観**です。

より一層、北海道の「食のブランド」として農水産物等の価値を高め、道内、道外及び国外の人が集まり、そして消費されるには、生産者がその**景観に気づき、守り、整えることにより、生産への魅力、観光資源としての魅力も高める**ことが必要です。

○水産物・水産加工品の輸出額 (ホタテガイ、サケ・マス等)

H24(2012)：324 億円 → H27(2015)：689 億円 → H29(2017)：536 億円・・・212 億円増

○農産物・農畜産加工品の輸出額 (ながいも、たまねぎ等)

H24(2012)：18 億円 → H27(2015)：38 億円 → H29(2017)：37 億円・・・19 億円増

○その他加工食品の輸出額 (菓子類、麺類等)

H24(2012)：17 億円 → H27(2015)：46 億円 → H29(2017)：101 億円・・・84 億円増

○総輸出額

H24(2012)：359 億円 → H27(2015)：773 億円 → H29(2017)：674 億円・・・315 億円増

【資料】

- ・「北海道食の輸出拡大戦略（第Ⅱ期）（経済部食関連産業室）」及び「北海道食の輸出拡大戦略推進状況報告書（経済部食関連産業室）」

(5) 海外資本等によるリゾート開発などの増大

宿泊施設などのリゾート開発、太陽電池・風力発電設備事業など、北海道の資源を活かした開発が増大しています。

これらの開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など**地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れ**があります。

このことから、**地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要**であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、**景観法※等を活用した規制や誘導**が必要です。

○外資系新規参入企業(北海道) H15：4社/年 → H28：14社/年 ……10社/年の増

【資料】

- ・外資系新規参入企業(北海道)：「外資系企業動向調査(経済産業省)」より

3 **前施策の取組成果と課題、そして新たな方向性へ**

10年間における社会経済情勢の変化と、これまでの取組の評価を踏まえ、北海道の良好な景観を形成していくための「課題」と「方向性」を検討してきました。（「課題に対応した新たな施策の方向性(6ページ)」を参照）

良好な景観の形成とは、一人ひとりが自分達の住んでいる土地にどのような景観があるのか「気づき」、地域の人々が協働により「守り」、「育て」、そして景観を損なうものは修繕や除却して「整えて」いき、将来にわたって引き継いでいくことです。

近年においては、観光振興やリゾート開発などの経済的な事業が先行しており、景観への認識をより一層高める必要があることから、庁内の関係部局の施策と連携を強化し、市町村や道民などに「景観」に関する支援、普及啓発、そして情報発信を積極的に行うことにより、**地域における景観の価値への「気づき」を促して関心を高め、北海道内における協働・連携を促進**していくことが必要です。

このことから、より一層、本ビジョンを推進するために「重点的な取組」と「継続的な取組」の二つを見直しの視点として、次のとおり基本方針の構成を見直しました。

【重点的な取組】

関係部局(施策)と連携し、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

【継続的な取組】

景観の広がりを意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

課題に対応した新たな施策の方向性

基本方針 平成20(2008)年度～平成29(2017)年度

施策の展開方向		施策の進め方	施策の取組状況
【基本方針1】 一体性と連続性のある 広域景観づくり	広域景観づくりの意識の共有	◆広域景観づくりに関する情報を発信 ◆意識啓発などのためのセミナーを開催 ◆景観資源や景観スポットに関する情報発信	ほっかいどう景観だより、北海道景観づくりポータルサイト等により情報発信 各振興局において市町村説明会を開催 市町村から提供された情報を道ホームページで発信
	広域景観づくりに向けた体制づくり	【東オホーツク地域】 ◆広域景観形成推進地域の指定及び指針の策定 【次期候補地域】 ◆広域景観形成推進地域の指定及び指針の策定	東オホーツク協議会を設立したが解散 宗谷管内で説明会を開催
	広域景観づくりの推進	広域景観形成推進地域（羊蹄山麓広域景観形成推進地域など） ◆複数の広域景観づくりの取組との連携 ◆良好な広告景観形成のための地域指定など、実情に応じた屋外広告物の規制・誘導 ◆景観法を活用し建築物等の規制・誘導	羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会にて景観まちづくりセミナー等を実施 クリーン強調月間、パトロールを実施し、実情に応じた規制・誘導を促進 景観法に基づく届出制度を適切に運用し、建築物等の規制・誘導
	多様な景観づくりの機運の醸成	◆景観資源や景観スポットに関する情報の発信 ◆景観づくりの情報の発信	市町村から提供された情報を道ホームページで発信 ほっかいどう景観だより、北海道景観づくりポータルサイト等により情報発信
【基本方針2】 協働により多様な景観づくり	協働の体制づくり	◆景観整備機材の設置、活動支援 ◆景観協議会の立ち上げを検討、モデル地域で立ち上げ後、全道各地に促進 ◆企業とタイアップした制度を検討し、実施 ◆景観協定の活用促進 ◆花や樹木を地域住民が育てる活動の支援	（一社）北海道建築士会を指定（H27.3） 景観協議会の立ち上げを検討しモデル地域で立ち上げ 北海道景観づくりサポート企業登録制度創設（H23） 市町村説明会において景観協定について説明 フラワーマスターなどの育成を促進
	多様な景観づくりの取組への支援	◆景観行政団体への移行、景観計画策定などへの助言 ◆景観づくりへに関する必要なアドバイスが受けられる環境づくり ◆空き店舗の活用など賑わいある商店街への再生支援 ◆建築物や屋外広告物の自主的なルール策定の支援 ◆市町村の違反広告物簡易除却の取組支援 ◆市町村の屋外広告物権限移譲事務に係る事務遂行支援	景観行政団体への移行、景観計画策定などへの助言等を随時実施 随時の助言や専門家紹介 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業が施行（H28） 市町村に対する助言 市町村の違反広告物簡易除却マニュアル策定（H29） 事務参考資料を配付するなど、助言等を随時実施
	「エコアイランド北海道」につながる景観づくり	◆自然公園等の豊かな自然の保全による自然景観の維持 ◆森林の適切な整備による緑豊かな森林景観づくり ◆環境保全の取組による環境と共生した景観づくり ◆省エネ、地産地消、リサイクルなど資源の有効利用が進められたクリーンな大地を活かした景観づくり ◆優良田園住宅の推進などによる、豊かな田園景観づくり ◆自然を感じる都市公園、街路などによる市街地景観づくり ◆文化財を保全、活用した景観づくり	国立・国定公園、道立自然公園の歩道等の整備促進、自然公園の公園計画の見直し等 北海道森林づくり基本計画に基づき、適切な森林整備を促進 不法投棄撲滅宣言、不法投棄等撲滅協定締結、産廃110番の設置などの取組を促進 太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを策定（H27） 市町村の優良田園住宅設計に対する助言 都市公園、街路等の整備促進 文化財等の指定・保全の促進
	「食のブランド北海道」につながる景観づくり	◆美しい農村景観の維持、保全 ◆環境と調和した農業生産を通じた美しい農村景観の創出、保全 ◆市町村の景観農業振興地域整備計画の策定促進 ◆美しい海岸、漁港、湖沼景観の維持、保全、再生	農地や水路などの安全管理に取り組む地域の共同活動に対する支援 農地や水路などの安全管理に取り組む地域の共同活動に対する支援 市町村の景観農業振興地域整備計画の策定促進 「北の魚つきの森」の認定、技術指導等の推進
【基本方針3】 戦略的な活用を図るための景観づくり	「感動のくに：北海道」につながる景観づくり	◆エコツーリズムの推進が図られる自然景観の維持、保全 ◆グリーンツーリズム、マリンツーリズムの推進が図られる美しい農村景観、漁村景観づくり ◆冬の観光の推進が図られる冬の気候風土や文化を活かした景観づくり ◆白夕の豊かな暮らしが人々の交流や、訪れる人にも感動を与える花を活かした景観づくり ◆北海道遺産などの歴史や文化を活かした景観づくり ◆ドライブ観光の推進が図られる協働による沿道景観づくり	知床・周辺地域域域的エコツーリズムに関する地域資源情報の発信 道ホームページによる情報発信 体験観光のPRイベント開催やメディアを活用した情報発信 北海道の自然公園、都市公園、景勝地・景観スポット及びガーデンスポット等の情報発信 アイヌ関係事業の実施、支援による保存・伝承活動推進のための伝承講座の開催 シーニックハイウェイ北海道などの取組を促進
	景観資源の維持・保全・再生等	◆景観資源となる自然環境の維持、保全、再生 ◆景観資源となる健全な水循環の確保 ◆景観資源となる農地や農業用施設の維持、保全 ◆展望地、ビューポイントなどの維持、保全 ◆文化的・歴史的建造物の維持、保全、活用と、文化財の保全、活用 ◆表彰により地域性に配慮した建築物の普及の促進 ◆地域の気候風土や身近な素材を活かした地域らしい住宅を普及したまちなみづくり ◆空き店舗 空き地の有効活用など、賑わいと魅力ある中心市街地の形成 ◆北海道らしいライフスタイルを反映した魅力あるまちなみ居住や既存住宅地の更新、再生 ◆地域の景観に配慮した景観重要公共施設の維持、保全 ◆北海道公共事業景観形成指針に沿った公共事業の推進 ◆電線類地中化や空き缶ごみ等の散乱防止などの取組 ◆景観重要建造物・樹木の指定に係る要領を作成し、景観資源の維持、保全	国立・国定公園、道立自然公園の歩道等の整備促進、自然公園の公園計画の見直し等 流域環境保全計画の促進 農地や水路などの安全管理に取り組む地域の共同活動に対する支援 展望地などの維持、保全の促進 文化財等の指定・保全の促進 北海道赤レンガ建築賞等による表彰 北方型住宅、北ずまいる制度の促進 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業が施行（H28） 北方型住宅の普及、コンパクトなまちづくり等の促進 景観重要公共施設の維持・保全の促進 街路事業、公営住宅整備事業等の促進 街路事業等による無電柱化の促進 景観重要建造物・樹木の指定の要領の作成
	制度を活用した景観づくり	◆景観協議会の立ち上げを検討し、モデル地域で立ち上げ後、全道各地に立ち上げ促進 ◆景観法に基づく行為の届出制度の実施 ◆屋外広告物の表示等の規制、屋外広告物登録制度の適切な運用 ◆良好な景観を阻害する建築物等への必要な措置の実施 ◆良好な広告景観形成のための地域指定を推進 ◆地区計画などを活用し建築物などの規制、誘導	景観協議会の立ち上げ、モデル地域の検討 景観法に基づく行為の届出制度を適切に運用 屋外広告物許可・屋外広告物登録制度を適切に運用 空き家対策、空き店舗の活用に関する取組の促進 市町村からの要望による地域指定と実情に応じた規制・誘導を促進 地区計画による建築物等の規制等の促進
	景観づくりの普及啓発	◆フットパスやオープンガーデン、まち歩きなど、歩いて景観を楽しむ機会の充実 ◆ガーデンング教室、森林教室など、身近な場所で緑を育てる機会の充実 ◆まちづくりやまちなみづくりの表彰による独自の取組の促進	フットパスやオープンガーデン、まち歩きなど、歩いて景観を楽しむ機会の充実 フラワーマスターの育成、北海道植樹祭の開催等 北のまちづくり賞等による表彰
【基本方針5】 景観づくりを支える人づくり	景観づくりを担う人材の育成	◆景観づくり学習や体験の機会を充実、専門技術者向け講習会の実施 ◆フラワーマスター認定制度による花のまちづくりの担い手育成の推進 ◆屋外広告物講習会の開催や屋外広告士の養成	景観学習プログラムの推進、木育マスターの育成、活動を促進 フラワーマスター認定講習会の開催 屋外広告物講習会の開催、屋外広告士養成講座への講師派遣
	景観づくりのネットワークの形成	◆景観づくりの担い手同士の情報交換、活動の情報発信の機会の充実 ◆良好な景観の形成に関する調査や情報収集とその活用	市町村景観担当者会議の開催、景観行政団体連絡会議の実施 景観法活用意向調査の実施

各施策の評価と対策	指標の例(参考)	社会情勢の変化による課題	基本方針の評価	新たな課題
地域指定数が増えなかったことから、情報発信・啓発が不十分。対策が必要	強化	○来道観光客の増加 北海道の「景観」は、経済的価値を生み出す重要な観光資源であり、いつまでも、新たな観光客やリピーターが憧れる北海道の景観を守り、創り、整えていくためにも、観光振興と連携し、地域の特性を活かした景観づくりに取り組むことが必要。	地域における景観の価値への「気づき」を促し、協働・連携を促進するための取組が必要	新たな広域景観形成推進地域の取組の強化が必要 →【新】基本方針2へ
地域指定数が増えなかったことから、市町村へ情報発信するなどの対策の強化が必要	強化			
地域指定数が増えなかったことから、市町村へ情報発信するなどの対策の強化が必要	強化	○人口減少問題と少子高齢化の進行 これらの進行によって、各産業における担い手不足や生産・消費の縮小、地域のコミュニティ機能が低下することにより、北海道の良好な景観が失われていくことから、良好な景観を守り、育てるためにも、庁内における連携を強化し、地域の景観づくりの担い手を育てることが必要。	ホームページ等による景観に関する情報発信、サポート企業登録制度等、協働による景観づくりによる成果があったが、近年の取組状況は、伸び悩んでいる。	景観資源等の情報発信、景観整備機構等の設置、市町村への景観づくり支援など成果をあげたが、今後も継続していくことが必要 →【新】基本方針3へ
複数の活動組織ができていないことから、対策が必要	継続			
規制・誘導により、良好な広告景観に努めている	継続	○空き家・空き店舗等の増加 空き家、空き店舗等は、地域における景観を阻害する要因であることから、景観を改善するために空き家等の有効活用などの関連施策と連携を促進していくことが必要。	再生エネルギーの活用や、食や観光などを目的とした外国人観光客が急増するなか、環境・食・観光・景観に関する庁内連携が、更に必要である。	社会情勢の変化に伴い、関連施策との連携強化が必要 →【新】基本方針1へ
届出制度により良好な景観が保全されている	継続			
情報発信、啓発を継続	継続	○農業・水産業の国際競争力の強化 生産地は、生産者の生活や生活の営みによって、創りだされた空間の景観です。より一層北海道の「食のブランド」として価値を高め、人が集まり、そして消費されるには、生産者がその景観に気づき、守り、整えることにより、生産への魅力、観光資源としての魅力も高めることが必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】基本方針3へ
機構の活動について、支援、連携等の検討が必要	継続			
協議会数の立ち上げが進んでいないことから、対策が必要	継続	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】基本方針1へ
登録件数が停滞していることから、対策が必要	継続			
市町村への助言等を継続	継続	○空家・空き店舗等の増加 空家、空き店舗等は、地域における景観を阻害する要因であることから、景観を改善するために空き家等の有効活用などの関連施策と連携を促進していくことが必要。	再生エネルギーの活用や、食や観光などを目的とした外国人観光客が急増するなか、環境・食・観光・景観に関する庁内連携が、更に必要である。	→【新】基本方針3へ
庁内連携のあり方について、検討が必要	強化			
市町村への説明会の開催、各個別の相談に対応	継続	○空家・空き店舗等の増加 空家、空き店舗等は、地域における景観を阻害する要因であることから、景観を改善するために空き家等の有効活用などの関連施策と連携を促進していくことが必要。	再生エネルギーの活用や、食や観光などを目的とした外国人観光客が急増するなか、環境・食・観光・景観に関する庁内連携が、更に必要である。	→【新】基本方針3へ
市町村の良好な景観づくりの促進させるために継続	継続			
施策(事業)と景観との連携を強化するための、検討が必要	強化	○農業・水産業の国際競争力の強化 生産地は、生産者の生活や生活の営みによって、創りだされた空間の景観です。より一層北海道の「食のブランド」として価値を高め、人が集まり、そして消費されるには、生産者がその景観に気づき、守り、整えることにより、生産への魅力、観光資源としての魅力も高めることが必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】基本方針1へ
市町村の良好な景観づくりを促進させるために継続	継続			
市町村への支援を継続	継続	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】基本方針1へ
施策(事業)と景観との連携を強化するための、検討が必要	強化			
施策(事業)と景観との連携を強化するための、検討が必要	強化	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	→【新】基本方針1へ
施策(事業)と景観との連携を強化するための、検討が必要	強化			
指定数が増えなかったことから、情報発信・啓発が不十分。対策が必要	継続	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する取組が、更に必要である。	→【新】基本方針4へ
協議会数の立ち上げが進んでいないため、対策が必要	継続			
制度の活用により、景観が保全されていることから、継続していくことが必要	継続	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する取組が、更に必要である。	→【新】基本方針4へ
取組を継続していくことが必要	継続			
施策(事業)と景観との連携を強化するための、検討が必要	強化	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する取組が、更に必要である。	→【新】基本方針4へ
地域との連携について、検討が必要	継続			
人材育成を継続していくことが必要	継続	○海外資本等によるリゾート開発などの増大 開発には、樹木の伐採、土地形状を変えるなど、これまで育んできた周辺の自然環境、歴史や文化、気候や風土など地域固有の景観に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地域における景観資源を保全していくためにも、景観への配慮が重要であり、地域における景観に対する意識や認識を高めて、景観法等を活用した規制や誘導が必要。	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する取組が、更に必要である。	→【新】基本方針4へ
情報の収集や発信する機会を継続していくことが必要	継続			

課題に向けた取組方針
<p>新たな基本方針 平成30(2018)年度～平成39(2027)年度 施策の展開方向</p>
<p>庁内の関係部局にて施策の連携を強化し、「景観」に関する支援・普及啓発・情報発信を市町村や道民等に積極的に行うことにより、地域における景観の価値への「気づき」を促して関心を高め、協働・連携を促進させ、北海道の良好な景観の形成をめざします。</p>
<p>【重点的な取組】</p> <p>関係部局(施策)と連携し、景観に関する情報発信を積極的にを行い、景観への意識を高める。</p>
<p>【基本方針1】 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連施策との連携による景観づくり ○観光振興につながる景観づくり ○食のブランド・北海道につながる景観づくり ○景観資源の維持・保全・再生等 ○北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり
<p>【継続的な取組】</p> <p>景観の広がりを意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。</p>
<p>【基本方針2】 一体性と連続性のある広域景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観法に基づく行為の届出制度の活用 ○広域景観形成推進地域の指定と促進
<p>【基本方針3】 地域固有の多様な景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な景観づくりの機運の醸成 ○景観づくりのネットワークを形成 ○多様な景観づくりの取組を支援
<p>【基本方針4】 道民との協働によりめざす良好な景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の身近な景観づくりの取組を支援 ○協働の体制づくり ○景観づくりを担う人材の育成

北海道景観形成ビジョンの見直しについて（概要）

